

保護具着用管理責任者教育 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生規則第12条の6の規定により、化学物質管理者を選任した事業場は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないこととされています。
- 保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識を有すると認められる者のうちから選任すること」とされており、次の(1)～(6)のいずれかに該当する者が含まれます。なお、(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、保護具に関する教育を受講することが望ましいとされています。また、(1)～(6)のいずれかに該当する者を選任できない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任します。
 - (1) 化学物質管理専門家の要件に該当する者
 - (2) 作業環境管理専門家の要件に該当する者
 - (3) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 - (4) 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
 - (5) 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
 - (6) 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者
- 保護具着用管理責任者の選任は、令和6年4月から義務化されます。
- この講習は、通達に基づき、保護具によりリスクアセスメント対象物のばく露防止措置を講ずる事業場を対象とした、保護具着用管理責任者を選任するための講習です。保護具着用管理責任者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。



受講資格

特に制限はありません。

受講科目・講習時間

保護具着用管理(0.5H)、保護具に関する知識(3H)、労働災害の防止に関する知識(1H)、関係法令(1H)、(実技)保護具の使用方法等(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般：受講料 15,400円、テキスト代 2,750円、合計 18,150円
- 会員：受講料 13,200円、テキスト代 2,750円、合計 15,950円